別表（第２条第１項、第７条第２項、第14条、第15条関係）

１　給付する日常生活用具

種類	品目	性能	対象者	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害者又は寝たきりの状態にある難病患者	８年	円 154,000
	特殊マット	褥（じょく）瘡（そう）の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級である身体障害者（常時介護を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者	５年	70,000
		失禁等による汚染又は損耗を防止するためにマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	知的障害者、下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害児であって、原則として３歳以上のもの又は寝たきりの状態にある難病患者		

	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者、難病患者又は介護者が容易に使用できるもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級である身体障害者（常時介護を要する者に限る。）又は自力で排尿できない難病患者	５年	67,000
		尿が自動的に吸引されるもので、身体障害児、難病患者又は介護者が容易に使用できるもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級である身体障害児（常時介護を要する者に限る。）であって、原則として学齢児童（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）以上のもの又は自力で排尿できない難病患者		
	入浴担架	身体障害者又は難病患者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害者（入浴に当たって、介助を要する者に限る。）又は同程度の障害を有する難病患者	５年	82,400
		身体障害児又は難病患	下肢若しくは体幹の機		

		者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害児（入浴に当たって、介助を要する者に限る。）であって、原則として３歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	体位変換器	介助者が身体障害者又は難病患者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害者（下着等を交換するに当たって、介助を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者	５年	15,000
		身体障害児、難病患者又は介助者が容易に使用できるもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害児（下着等を交換するに当たって、介助を要する者に限る。）であって、原則として学齢児童以上のもの又は寝たきりの状態にある難病患者		

	移動用リフト	介護者が身体障害者又は難病患者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害者又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者	４年	159,000
		介護者が身体障害児又は難病患者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの（天井走行型その他住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害児であって、原則として３歳以上のもの又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者		
	訓練椅子	原則として附属のテーブルが付いているもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害児であって、原則として３歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者	５年	33,100
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害児であって、原則	８年	159,200

			として学齢児童以上のもの又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者		
	カーシート	身体障害者又は難病患者が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者で、障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	３年	50,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者、難病患者又は介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢若しくは体幹の機能に障害がある身体障害者又は難病患者であって、入浴に介助を必要とするもの	５年	90,000
		入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害児、難病患者又は介助者が容易に使用できるもの（設置に当たり住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢若しくは体幹の機能に障害がある身体障害児であって、入浴に介助を必要とするもので原則として３歳以上のもの又は難病患者であって入浴に介助を必要とするもの		
	便器	身体障害者又は難病患	下肢若しくは体幹の機	８年	29,800

		者が容易に使用できるもの（取替えに当たり、住宅の改修を伴うものを除く。）	能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害者又は常時介護を要する難病患者		
		身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの（取替えに当たり、住宅の改修を伴うものを除く。）	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は常時介護を要する難病患者		
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	３年	12,160
			精神障害者又は知的障害者であってててんかんの発作等により頻繁に転倒するもの、平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害児であって必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者		

	Ｔ字状又は棒状のつえ	身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	３年	3,000
		身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害児であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等（設置に当たり、住宅の改修を伴うものを除く。） ア　身体障害者又は難病患者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ　転倒の予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差の解消等の性能を有するもの	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に障害のある身体障害者であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの又は同程度の障害を有する難病患者	８年	60,000
		おおむね次のような性能を有する手すり、スロ	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹の機能に		

		ープ等（設置に当たり、住宅の改修を伴うものを除く。） ア　身体障害児又は難病患者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ　転倒の予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差の解消等の性能を有するもの	障害のある身体障害児（家庭内の移動等において介助を必要とするものに限る。）であって、原則として３歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	特殊便器	身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもので、温水及び温風を出すことができるもの（取替えに当たり、住宅の改修を伴うものを除く。）	上肢の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害者又は上肢機能に障害のある難病患者	８年	151,200
		身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもので、温水及び温風を出すことができるもの並びに知的障害者、身体障害児又は難病患者を介護している者が容易に使用できるもので温水及び温風を出すこと	知的障害者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの若しくは上肢の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は上		

		ができるもの（取替えに当たり、住宅の改修を伴うものを除く。）	肢機能に障害のある難病患者		
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害者であって、火災発生の感知及び火災発生時の避難が著しく困難なもの又は同程度の障害を有する難病患者	８年	15,500
			知的障害者若しくは障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害児で、火災発生の感知及び火災発生時の避難が著しく困難なもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	自動消火器	室内温度の異常な上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害者で、火災発生の感知及び火災発生時の避難が著しく困難なもの又は火災発生の感知及び火災発生時の避難が著しく困難な難病患者	８年	28,700

			のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯		
			知的障害者若しくは障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級である身体障害児で、火災発生の感知及び火災発生時の避難が著しく困難なもの又は火災発生の感知及び火災発生時の避難が著しく困難な難病患者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯		
	電磁調理器	視覚に障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚の障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯であって、日常生活上必要と認められる世帯	６年	41,000
		知的障害者が容易に使用できるもの	知的障害者であって18歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	歩行時間延長信号機用小型	視覚に障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚の障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身	５年	7,000

	送信機		体障害者又は同程度の障害を有する難病患者		
		視覚に障害がある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚の障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、接触等により知覚できるもの	聴覚の障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯であって、日常生活上必要と認められる世帯	５年	87,400
	視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー	視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、ＩＣタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障	視覚の障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	５年	59,800

		害者又は難病患者が容易に使用できるもの			
		視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、ＩＣタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する機器であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚の障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	地震防災用具	地震発災若しくは避難中に身体障害者若しくは難病患者が容易に使用できるもの又は地震発災時に身体障害者若しくは難病患者の安全を確保する機能を有する次のアからウまでに掲げるもの ア　防災用ベスト イ　防災用リュック ウ　その他障害に関する専門的な知識	障害の程度が省令別表第５号に定める１級から４級までの身体障害者であって地震発災時の安全確保が困難若しくは避難生活に支障が生じるもの又は同程度の障害を有する難病患者	５年	ア　5,000 イ　7,000 ウ　50,000

		や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの			
		地震発災若しくは避難中に身体障害児若しくは難病患者が容易に使用できるもの又は地震発災時に身体障害児若しくは難病患者の安全を確保する機能を有する次のアからウまでに掲げるもの ア　防災用ベスト イ　防災用リュック ウ　その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの	知的障害者若しくは障害の程度が省令別表第５号に定める１級から４級までの身体障害児であって地震発災時の安全確保が困難若しくは避難生活に支障が生じるもの又は同程度の障害を有する難病患者		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	腎臓の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは３級の身体障害者であって、自己連続携行式腹膜かん流法による透析療法を行うもの又は同程度の障害を有する難病患	５年	51,500

			者		
			腎臓の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは３級の身体障害児であって、原則として３歳以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	ネブライザー	身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは３級の身体障害者若しくは同程度の障害を有する身体障害者であって、必要と認められるもの又は呼吸器に障害のある難病患者	５年	36,000
		身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは３級の身体障害児若しくは同程度の障害を有する身体障害児で必要と認められるものであって、原則として学齢児童以上のもの又は呼吸器に障害のある難病患者		
	電気式たん吸引器	身体障害者又は難病患者が容易に使用できる	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第５号に	５年	56,400

		もの	定める１級若しくは３級の身体障害者若しくは同程度の障害を有する身体障害者であって、必要と認められるもの又は呼吸器に障害のある難病患者		
		身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは３級の身体障害児若しくは同程度の障害を有する身体障害児（必要と認められるものに限る。）であって、原則として学齢児童以上のもの又は呼吸器に障害のある難病患者		
	吸引器・ネブライザー両用器	身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは３級の身体障害者若しくは同程度の障害を有する身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	５年	69,000
		身体障害児又は難病患者が容易に使用できる	呼吸器の機能障害の程度が省令別表第５号に		

		もの	定める１級若しくは３級の身体障害児若しくは同程度の障害を有する身体障害児（必要と認められるものに限る。）であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	酸素ボンベ運搬車	障害者等が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年	17,000
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯であって、日常生活上必要と認められる世帯	５年	9,000
		視覚障害がある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者で、その世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯		
	視覚障害	視覚障害がある身体障	視覚障害の程度が省令	５年	18,000

	者用体重計	害者又は難病患者が容易に使用できるもの	別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯であって、日常生活上必要と認められる世帯		
	視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者がいる世帯であって、日常生活上必要と認められる世帯	５年	15,000
	パルスオキシメーター	脈拍数と経皮的動脈血中酸素飽和度を測定でき、身体障害者が容易に使用できるもの	呼吸器機能障害、心臓機能障害又はこれらと同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている、又は人工呼吸器を装着しているもの。ただし、呼吸器機能障害又は心臓機能障害以外の場合にあっては医師が必要と認めたものに限る。	５年	42,000 脈拍数と経皮的動脈血中酸素飽和度を測定でき、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機械を有する者にあっては157,500
		脈拍数と経皮的動脈血中酸素飽和度を測定でき、身体障害児が容易に	呼吸器機能障害、心臓機能障害又はこれらと同程度の障害を有する児		

		使用できるもの	であって、在宅酸素療法を行っている、又は人工呼吸器を装着しているもの。ただし、呼吸器機能障害又は心臓機能障害以外の場合にあっては医師が必要と認めたものに限る。		
		脈拍数と経皮的動脈血中酸素飽和度を測定でき、難病患者が容易に使用できるもの	在宅酸素療法を行っている、又は人工呼吸器を装着している難病患者		
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	音声若しくは言語の機能に障害のある身体障害者若しくは肢体が不自由な身体障害者であって、発声若しくは発語に著しい障害を有するもの又は同程度の障害を有する難病患者	５年	98,800
		携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	音声若しくは言語の機能に障害のある身体障害児若しくは肢体が不自由な身体障害児で、発声若しくは発語に著しい障害を有するものであって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難		

			病患者		
	情報・通信支援用具	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚若しくは上肢の機能の障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者若しくは脳原性運動機能障害により上肢に機能障害がある身体障害者であって必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	４年	150,000
		パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚若しくは上肢の機能の障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害児若しくは脳原性運動機能障害により上肢に機能障害がある身体障害児であって必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	点字ディスプレイ	コンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者であって必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難	６年	383,500

			病患者		
	点字器	視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	主に情報の入手を点字によっている視覚障害のある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	５年	10,400
		視覚障害がある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	主に情報の入手を点字によっている視覚障害のある身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者		
	点字タイプライター	視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者であって、就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	５年	63,100
		視覚障害がある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者であって、原則として就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの		
	視覚障害	音声等により操作ボタ	視覚障害の程度が省令	６年	85,000

	者用ポータブルレコーダー	ンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚に障害のある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者		
		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚に障害のある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された、当該文字情報を暗号化した文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害のある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	６年	99,800
		文字情報と同一紙面上	視覚障害の程度が省令		

		に記載された、当該文字情報を暗号化した文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害のある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	視覚障害者用音声コード読み上げ補助アダプタ	対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された、当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	６年	4,980
		対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された、当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害がある身体障害児又は難病患者が容易に使用でき	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害児であって、原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		

		るもの			
	視覚障害者用読書器（暗所視支援眼鏡を含む。）	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで拡大された画像をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用できるもの	視覚障害がある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者であって、この装置により読書が可能になるもの	８年	198,000
			視覚障害がある身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者であって、この装置により読書が可能となる原則として学齢児童以上のもの		
		暗所視支援眼鏡：装着することにより、暗所又は夜間において視野を確保できるもの	夜盲又は視野狭窄の症状がある者であって、医師の意見書等により、日常生活上必要と認められるもの		
	視覚障害者用小型拡大読書器	印刷物等の上に置いて拡大され画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	視覚障害がある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者であって、この装置により文字等を読むことが可能になるもの	５年	29,800
			視覚障害がある身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者であって、この装置により文字等を読むことが可能		

			となる原則として学齢児童以上のもの		
	視覚障害者用時計	視覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	５年	13,300
	視覚障害者用ラジオ	テレビ放映等の音声を受信する機能等を有し、視覚障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	５年	29,000
			視覚障害の程度が省令別表第５号に定める１級若しくは２級の身体障害児であって、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	聴覚障害者用印字型通信装置	一般の電話機に接続できるものであって、音声の代わりに文字等の印字により通信が可能なもので、身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	聴覚障害のある身体障害者若しくは発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	５年	25,000

		一般の電話機に接続できるものであって、音声の代わりに文字等の印字により通信が可能なもので、身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	聴覚障害のある身体障害児若しくは発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害児であって、コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要と認められるもので原則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	聴覚障害者用映像型通信装置	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、画像等により通信が可能な機器であって、聴覚障害がある身体障害者又は難病患者が容易に使用できるもの	聴覚障害のある身体障害者若しくは発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要と認められるもの又は同程度の障害を有する難病患者	５年	71,000
		通信回線に接続することにより、音声の代わりに、画像等により通信が可能な機器であって、聴覚障害がある身体障害児又は難病患者が容易に使用できるもの	聴覚障害のある身体障害児若しくは発声若しくは発語に著しい障害を有する身体障害児であって、コミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要と認められるものであって、原		

			則として学齢児童以上のもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者及び難病患者が容易に使用し得るもの	聴覚障害がある身体障害者であって本装置によりテレビジョン放送の視聴が可能になるもの又は同程度の障害を有する難病患者	６年	88,900
		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児及び難病患者が容易に使用し得るもの	聴覚障害がある身体障害児であって本装置によりテレビジョン放送の視聴が可能になるもの又は同程度の障害を有する難病患者		
	人工喉頭	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化する	音声、言語又はそしゃくの機能に障害がある身体障害者又は難病患者であって、本装置により	５年	70,100

		もの又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		発声が可能になるもの		
				音声、言語又はそしゃくの機能に障害がある身体障害児又は難病患者であって、本装置により発声が可能になるもの		
	埋込型人工喉頭用人工鼻	発声が可能となる機器であり、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの		音声機能障害者又は難病患者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの		月額 23,760
		発声が可能となる機器であり、障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの		音声機能障害児又は難病患者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの		
	人工内耳用電池	人工内耳用電池等で、次のア又はイのいずれかとする。 ア　人工内耳用ボタン電池 イ　人工内耳用充電器及び充電池		聴覚障害がある身体障害者又は難病患者であって現に人工内耳を装用しているもの	３年（イに限る。）	ボタン電池 月額 2,500 充電器 28,080 充電池 17,280
				聴覚障害がある身体障害児又は難病患者であって現に人工内耳を装用しているもの		
排せつ管理支援用具	ストーマ装具	蓄便袋	障害者又は介助者が容易に使用できるもの	ストーマ造設をしている者	―	月額 8,600
			障害児又は介助者が容易に使用できるも	ストーマ造設をしている者		

			の			
		蓄尿袋	障害者又は介助者が容易に使用できるもの	ストーマ造設をしている者	—	月額 11,300
			障害児又は介助者が容易に使用できるもの	ストーマ造設をしている者		
	収尿器	身体障害者若しくは難病患者又は介助者が容易に使用できるもの		排尿機能に高度な障害がある身体障害者又は同程度の障害を有する難病患者	—	8,500
		身体障害児若しくは難病患者又は介助者が容易に使用できるもの		排尿機能に高度な障害がある身体障害児又は同程度の障害を有する難病患者		
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	障害者若しくは難病患者又は介助者が容易に使用できるもの		排便若しくは排尿の機能に高度な障害がある障害者若しくは脳原性運動機能障害で意思表示が困難な障害者又は同程度の障害を有する難病患者	—	月額 12,000
		障害児若しくは難病患者又は介助者が容易に使用できるもの		排便若しくは排尿の機能に高度な障害がある障害児若しくは脳原性運動機能障害で意思表示が困難な障害児又は		

			同程度の障害を有する難病患者		
防災用具	介護ベッド用防護フレーム	家屋の倒壊時に就床者を保護する空間を確保する介護ベッドの附属品であって、積載荷重５トン以上のもの	身体障害者又は難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの（昭和56年５月31日以前に建築した木造の住宅又は同日において建築中であった木造の住宅であって、耐震評点（市長が認める耐震診断の方法によるものに限る。）が1.0未満のものに居住する者に限る。）	―	82,000
			知的障害者、身体障害児又は難病患者であって、寝たきりの状態にあるもの（昭和56年５月31日以前に建築した木造の住宅又は同日において建築中であった木造の住宅であって、耐震評点（市長が認める耐震診断の方法によるものに限る。）が1.0未満のものに居住する者に限る。）		
	発動発電機及び人	介助者が容易に使用できるもの	人工呼吸器を使用している者	―	200,000

	工呼吸器用外部バッテリー				

２　貸与する日常生活用具

種類	品目	性能	対象者	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	車椅子	身体障害者又は難病患者が装具等を修理する間の移動を可能とするもの	下肢機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者若しくは難病患者であって、下肢用の装具等を使用しており、それらの修理が必要なもの	装具等の修理に要する期間	介護保険単価